

1 身体障害者手帳

担当：福祉課

身体障害者手帳は、身体に障害があることを証明するとともに、身体障害のある方がお使いになる福祉サービス等の基本となるものです。

1 申請に必要なもの

手続きの種類	診断書 ※1	写真 ※2	手帳	マイナンバーが 分かるもの	本人確認書類 ※3
新規申請	○	○		○	○
再 交 付 申 請	再認定	○	○		○
	障害の程度の変更・追加	○	○	○	○
	手帳を紛失したとき		○		○
	手帳を破損したとき		○	○	○
変更申請（住所・氏名の変更）			○	○	○
返還届（死亡、障害に該当しなくなったとき）			○		○

※1 診断書は、身体障害者指定医師によって3か月以内に作成されたものが必要です。（指定医師は、福祉課で確認できます。）

※2 写真は、縦4cm×横3cm、正面向き、上半身、脱帽、無背景で1年以内に撮影したもので、サングラス着用は不可となります。

※3 本人以外が申請手続きを行う場合、手続きを行う人の本人確認書類の提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。）

2 申請の流れ（手帳交付までの所要期間：申請から1ヶ月半～2ヶ月程度）

(1) まず、主治医に身体障害者手帳が取得できる程度の障害があるかどうか確認をしてください。

(2) 該当する障害の手帳用診断書を福祉課窓口でお渡しします。身体障害者指定医師（福祉課で確認してください。）に診断書の記載を依頼してください。

(3) 上記の「申請に必要なもの」をご持参のうえ、福祉課窓口で申請してください。ご提出いただいた診断書に基づき、愛知県が判定を行い、手帳が発行されます。

(4) 手帳の発行後、通知します。福祉課窓口で直接手帳をお渡しします。

3 手帳所持者の方へ

(1) 住所・氏名の変更、死亡の場合は、必ず福祉課窓口で手続きを行ってください。

(2) 手帳を破損又は紛失した等の場合や障害程度の変更や追加があった場合は、手帳の再交付申請ができます。

(3) 障害の状況によっては、再認定が必要な障害があります。再認定の時期は、手帳に記載されます。再認定の時期になりましたら、市から連絡します。

2 療育手帳

担当：福祉課

療育手帳は、知的な障害があることを証明するとともに、知的障害の方がお使いになる福祉サービス等の基本となるものです。

1 申請に必要なもの

手続きの種類	写真 ※1	手帳	マイナンバーが分 かるもの	本人確認書類 ※2
新規申請	○		○	○
他県及び名古屋市からの転入	○	○	○	○
再交付 申請	手帳を紛失したとき		○	○
	手帳を破損したとき	○	○	○
変更申請（本人又は保護者の 住所・氏名の変更）		○		○
返還届（死亡、障害に該当し なくなったとき）		○		○

※1 写真1枚（縦4cm×横3cm。正面向き、上半身、脱帽、無背景で1年以内に撮影したもの。サングラス着用は不可。）

※2 本人以外が申請手続きを行う場合、手続きを行う人の本人確認書類の提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。）

2 申請の流れ（手帳交付までの所要期間：申請から1ヶ月半～2ヶ月程度）

- (1) 18歳未満の方は、まず手帳の取得について、刈谷児童相談センターに相談してください。
- (2) 18歳以上になってから新たに療育手帳を取得する場合は、**上記の書類の他に、小中学校在籍時の成績表等が必要です。**福祉課で申請前にご相談ください。
- (3) 上記の「申請に必要なもの」をご持参のうえ、福祉課窓口で申請してください。
- (4) 刈谷児童相談センター（刈谷市）又は西三河福祉相談センター（岡崎市）にて心理判定を受けます。判定に基づき手帳が発行されます。
- (5) 手帳の発行後、通知します。福祉課窓口で手帳を直接お渡しします。

3 手帳所持者の方へ

- (1) 療育手帳は、障害の程度を確認するため、「再判定」の手続きがあります。再判定の時期は手帳に記載されます。再判定の時期になりましたら、福祉課から連絡します。
- (2) 障害者の方又は保護者の方が住所・氏名の変更、死亡された場合は、必ず福祉課窓口で手続きを行ってください。
- (3) 手帳を破損又は紛失した等の場合は、手帳の再交付申請ができます。

3 精神障害者保健福祉手帳

担当：福祉課

精神障害者保健福祉手帳は、精神的な障害があることを証明するとともに、精神障害のある方がお使いになる福祉サービス等の基本となるものです。

1 申請に必要なもの

手続きの種類	診断書 ※1※2	写真 ※3	手帳	マイナンバー が分かるもの	本人確認書類 ※4
新規申請	○	△		○	○
更新又は障害程度が変更したとき	○	△	○	○	○
他県及び名古屋市からの転入		△	○	○	○
再交付 申請	手帳を紛失したとき	△		○	○
	手帳を破損したとき		○	○	○
変更申請（住所・氏名の変更）			○	○	○
返還届（死亡、障害に該当しなくなったとき）			○		○

※1 診断書は、申請日から3か月以内に作成されたものが必要です。

※2 精神の障害を理由とした年金情報等にて手帳を取得する場合は、診断書の提出は不要です。この場合、年金の等級がそのまま手帳の等級になります。

※3 写真1枚（縦4cm×横3cm。正面向き、上半身、脱帽、無背景で1年以内に撮影したもの。サングラス着用は不可。）写真がなくても申請可能です。ただし、旅客航空運賃の割引制度等、写真のある手帳の提示が必要な制度があります。

※4 本人以外が申請手続きを行う場合、手続きを行う人の本人確認書類の提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。）

2 申請の流れ（手帳交付までの所要期間：申請から2ヶ月～3ヶ月程度）

- (1) かかりつけの精神科等において、手帳取得について相談し、精神障害者保健福祉手帳用診断書（福祉課窓口でお渡しします。病院で備え付けていることもあります。）を作成してもらいます。（初診より6ヶ月経過していない場合は作成できません。）
- (2) 上記の「申請に必要なもの」をご持参のうえ、福祉課窓口で申請してください。
- (3) 愛知県において障害の判定が行われ、手帳が発行されます。
- (4) 手帳の発行後、通知します。福祉課窓口で手帳を直接お渡しします。

3 手帳所持者の方へ

- (1) 精神障害者保健福祉手帳は、障害の程度を確認するため有効期限があります（2年ごと）。有効期限は手帳の最後のページに記載されています。有効期限の3ヶ月前から更新の手続きができます。忘れずに手続きを行ってください。
- (2) 住所・氏名の変更、死亡された場合は、必ず福祉課窓口で手続きをしてください。
- (3) 手帳を破損した又は紛失した等の場合は、手帳の再交付申請ができます。
- (4) 障害程度の変更があった場合は、手帳の再交付の手続きをすることができます。